#### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

#### 令和5年 (R) (2023年)

No. 15936 1部377円(税込み)

## 発 行 所

## 一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

#### 目 次

☆商標のパロディと表現の自由 ~Jack Daniel's Properties Inc. v. VIP Products LLC事件米国最高裁判決の紹介~・・・(1) ☆知的財産関連ニュース報道(中国版) …… (10) ☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート

# 商標のパロディと表現の自由

~ Iack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC事件米国最高裁判決の紹介~

大野総合法律事務所 山口 裕司

## 最近の連邦商標法に関する米国最高裁判 決の論点

最近の連邦商標法 (ランハム法) に関する米国最 高裁判決では、表現の自由について規定する合衆国 憲法修正第1条との関係が論点となることが多いよ うに思われる。

ランハム法2条(合衆国法典15編1052条)は、(a) 項で、「不道徳的、欺瞞的又は醜聞的な事項」や「(生 死を問わず) ある人、団体、信仰若しくは国民的な 象徴を軽蔑し、それらとの関係を偽って示唆し、そ れらを侮辱し又はそれらの評判を落とす可能性の ある事項」から成るか、それらを含む商標は、商標 登録が認められないことを規定している。Matal v. Tam事件の米国最高裁2017年6月19日判決は、アジ ア人に対する蔑称である「The Slants (つり目)」の 商標登録が拒絶されたという事案で、人を軽蔑する

知的財産の戦略強化を図ります®

弁理十法人

 $\pm$ 服 部 光芳 理 代 加奈子 パートナー補 弁 理  $\pm$ 矢 理  $\pm$ 安 藤 相談役弁 徹 理  $\pm$ 加 藤 # 理 士 幸 =谷 治 理 士 村 弁  $\blacksquare$ 也 特別顧問弁 理

副所長弁 佐久間 卓 見 男 相談役弁 理 福  $\blacksquare$ 鉄 理 太  $\blacksquare$ 直 矢 弁 眞紀子 弁 理  $\pm$ 西 脇 理 士 朝 出 朋 子 # 原 樹 弁 理 士

オブ・カウンセル 米国パテントアトーニー ファム

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX (052) 221-1239 URL https://okada-patent.gr.jp

